



平成22年7月15日

各 位

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社
代表取締役社長 青木毅
(コード番号:3390)
問合せ先 取締役管理本部長 村上孝徳
電話番号 03-6690-9825

社外調査委員会の調査報告書に関するお知らせ

当社は平成22年6月16日付「過年度決算短信等の追加訂正に関するお知らせ」および「社内調査委員会の調査報告書(追加)に関するお知らせ」にて発表しておりますとおり、過去の決算における一部の取引に関する修正内容の訂正および一部の取引に関する新たな修正を要することが判明したため、平成22年6月16日付で、平成18年3月期から平成21年3月期にかかる有価証券報告書、平成18年3月期から平成20年3月期にかかる半期報告書及び平成21年3月期第1四半期から平成22年3月期第3四半期にかかる四半期報告書の訂正報告書を関東財務局へ提出いたしました。

また、同日付で過年度決算短信、中間決算短信および四半期決算短信等の追加訂正を行いました。

その後、平成22年7月8日付「社外調査委員会設置に関するお知らせ」にて発表しておりますとおり、当社は平成22年7月8日に社外調査委員会を設置し、社外調査委員から過年度決算の追加訂正の内容・妥当性に関して、第三者の立場で確認、検証を受けてまいりました。

今般、社外調査委員会による調査が終了し、当社は社外調査委員会より「調査報告書」を受領し、本日の当社定時取締役会において社外調査委員会による調査結果につき報告が行われましたので、別添の通りその内容についてご報告いたします。

株主様、お客様、お取引先様をはじめ多くの皆様に引き続きご心配をおかけすることとなり、誠に恐縮ですが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

調査報告書

平成 22 年 7 月 15 日

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

社外調査委員会

平成 22 年 7 月 15 日

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社 御中

調査報告書

社外調査委員会

委員長 藤元拓志

委員 奥村佳史

本報告書は、当社外調査委員会（以下、「当委員会」）がユニバーサルソリューションシステムズ株式会社（以下、「U S S」）取締役会から、U S S 社内調査委員会（以下、「社内調査委員会」）が平成 22 年 6 月 16 日付で公表した「社内調査報告書（追加）」において記載されている過年度提出済有価証券報告書、同半期報告書及び同四半期報告書等の訂正を要する「過去の決算における一部の取引に関する修正内容の訂正および一部の取引に関する新たな修正」（以下、「本再訂正等」）の妥当性について検証を依頼され、これを実施した結果を報告するものである。なお、本報告書は最終的なものではあるが、新たに重要な事実が判明した場合には、当委員会は本報告書とは異なる意見を表明する可能性がある。

I 当委員会設置の経緯、役割及び構成員

1 当委員会設置の経緯

U S S は、平成 21 年 9 月 4 日に業績回復を果たせなかった旧経営陣の経営責任を明確にし、経営体制を刷新した。そして、新経営体制下において経営改革を推し進めるなかで、U S S は、旧経営体制下における不適切な会計処理が行われていた疑いを持ったことから、平成 18 年 3 月期から同 21 年 3 月期第 3 四半期までにかかる決算・中間決算及び四半期決算に関して、売上高の計上時期の修正を要する可能性のある事象や保有する投資有価証券の評価の見直しを要する可能性のある事象の調査を行った。その結果、平成 22 年 4 月 19 日に、第 1 回の社内調査委員会の調査報告書及び社外調査委員会の調査報告書（以下、「第 1 回訂正」）が公表された。

社内調査委員会は、第 1 回の調査の後、システム開発案件に関するリリースの状況に焦点を当てた詳細な追加調査を行ったところ、第 1 回の社内調査委員会及び社外調査委員会の調査時には判明していなかった新たな事実が判明するとともに、過去の決算内容に

ついて、売上高の計上時期の訂正を要する事象等が判明したことから、平成 22 年 6 月 16 日に社内調査委員会より「社内調査報告書（追加）」が公表された。これを受け、当委員会は、U S S の取締役会より委託を受け、外部専門家としての立場から、本再訂正等における経理処理の妥当性についての検証を目的として発足した。

2 当委員会の役割

当委員会の役割は、社内調査委員会が平成 22 年 6 月 16 日付で公表した「社内調査報告書（追加）」において記載されている「4. 過去の決算における一部の取引に関する修正内容の訂正および一部の取引に関する新たな修正」の妥当性について検証することである。当委員会の検証の範囲は、「社内調査報告書（追加）」の「4. 過去の決算における一部の取引に関する修正内容の訂正および一部の取引に関する新たな修正」において説明されている取引に限定されるものであり、それら以外の取引の妥当性について意見を述べることを目的とするものではない。また、当委員会が実施した調査方法は、通常実施すべき監査手続とは異なるものであり、当委員会は財務諸表の適正性に関する監査意見を表明するものではない。

3 当委員会の構成員

当委員会の構成員は次の通りである。

委員長（公認会計士・税理士）	藤元 拓志
委員（公認会計士・税理士）	奥村 佳史

当委員会の構成員は、いずれも U S S 及びその連結子会社との間に特別の利害関係を有しない独立した第三者である。

II 当委員会の調査対象及び方法等

1 当委員会の調査対象

当委員会は、上記 I 2 で述べた役割に基づき、「社内調査報告書（追加）」において記載されている「4. 過去の決算における一部の取引に関する修正内容の訂正および一部の取引に関する新たな修正」を調査対象とし、その妥当性について検証を行った。

2 当委員会の調査方法等

当委員会は、「社内調査報告書（追加）」の「1. 本報告にいたるまでの経緯」に記載されている社内資料を閲覧し、リリースの実態を確認するとともに、必要に応じて関係者へのインタビューやメール内容の分析等を行った。

当委員会が、調査を実施した期間は、平成 22 年 7 月 8 日から平成 22 年 7 月 14 日の 7 日間である。その間、連日、社外調査委員会を開催（計 7 回）し、両委員が各自の調査内容を報告し、意見を交換した。

また、必要に応じて、代表取締役社長、管理担当取締役、経理部長、システム部門マネージャー、常勤監査役及び監査法人のU S S担当社員にインタビューを実施した。

Ⅲ 当委員会の調査結果

1 結論

当委員会は、社内調査委員会が平成 22 年 6 月 16 日付で公表した「社内調査報告書(追加)」の「4. 過去の決算における一部の取引に関する修正内容の訂正および一部の取引に関する新たな修正」に記載されている「前回修正内容の訂正」(下記 2 参照)及び「一部の取引に関する新たな修正」(下記 3 参照)は、すべて、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(以下、「会計基準」)に照らして、不適切なものではないと判断する。

2 前回修正内容の訂正について

① 取引先A社との取引

売上金額：100,000,000 円

本件について、U S Sは第 1 回訂正で、平成 19 年 3 月期の売上高とすることが妥当であると判断し、平成 19 年 3 月期半期報告書及び同有価証券報告書等を訂正した。しかしながら、その後、本件計上科目の妥当性について再度検討した結果、計上科目の妥当性が十分ではないとの判断に至ったため、会計監査人と協議の上、100,000,000 円は売上高ではなく特別利益として平成 19 年 3 月期に計上することとし、平成 19 年 3 月期半期報告書及び同有価証券報告書等を訂正した。

企業会計原則 第二 損益計算書原則 2 Aにおいて、「営業損益計算の区分は、当該企業の営業活動から生ずる費用及び収益を記載して、営業利益を計算する」と規定されており、他方、企業会計原則注解【注 12】において、特別損益に属する項目としては、臨時損益と前期損益修正が挙げられている。

ここで、本件において受領した金員の性質について質問の процедуру実施したところ、将来の共同事業に関する一部費用の負担としての性質を有するとの回答を得るに至った。U S Sの当時の会議議事録等を閲覧したところ、上記説明と整合する内容の記述及び添付資料がみられた。

かかる取引の性質を、現行の会計上の取扱いにあてはめた場合、本件取引は事業構築の為の一時負担金としての性格を含んでいるとして、売上高ではなく特別利益とすることがより適切であると判断した社内調査委員会の見解は、会計基準に照らして、不適切なものではないと判断する。

② 取引先G社との取引

売上金額：4,800,000円

本件について、社内調査委員会が当時のG社との取引に関わった複数のプロジェクト担当者へインタビューを行ったところ、検収書の存在、日付、自身が回収したかどうかを含めて明確に記憶に無いとの回答であり、検収書の信頼性が疑われること、請求書発行記録が平成18年4月20日になっている（請求書発行日付は平成18年3月31日となっている）こと及び入金が平成18年5月であり、7ヶ月間入金がなかったため、USSは会計監査人と当該売上高の計上時期について協議し、本件売上高については平成18年3月期ではなく、平成19年3月期に計上すべきであると判断し、有価証券報告書等を訂正した。しかしながら、社内調査委員会にて、本件売上高計上時期についてリリースの実態に照らして、再度検討した結果、平成18年3月期の売上高として計上することが妥当であるとの判断に至ったため、USSは会計監査人と再度協議の上、平成18年3月期半期報告書及び同有価証券報告書並びに平成19年3月期半期報告書及び同有価証券報告書等の再訂正を行った。また、本件売上高は平成17年8月に計上されていたものであるため、あわせて平成18年3月期中間決算短信等の訂正も行った。

企業会計原則 第二 損益計算書原則 3Bにおいて、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によつて実現したものに限り」と規定されている。

ここで、本件取引のリリース記録を分析し、役務の給付の時期を検討したところ、平成18年3月期中にリリースされていることを示す記録が確認された。このリリース記録が実態を反映したものであることを前提として、リリースのタイミングを現行の会計上の取扱いにあてはめた場合、本件取引は平成18年3月期に収益が実現したとすることがより適切であると判断した社内調査委員会の見解は、会計基準に照らして、不適切なものではないと判断する。

③ 取引先C社との取引

売上金額：21,510,000円

本件について、社内調査委員会が当時のプロジェクト担当者で契約締結の為の稟議、捺印申請を担当していたソリューションデザイン部担当者へインタビューを行ったところ、検収書の存在、日付、自身が回収したかどうかを含めて明確に記憶していないとの回答であった。検収書の信頼性が疑われることから、社内調査委員会が開発実態を確認したところ、いずれの案件もシステム開発が平成18年4月以降に実施されていた為、USSは、当該売上高については平成18年3月期ではなく、平成19年3月期

第1四半期に計上すべきであると判断し、有価証券報告書等を訂正した。その後、社内調査委員会がリリースの実態をより詳細に確認したところ、平成18年9月からC社側でシステムの利用が可能な状態になっていたことが確認できた為、会計監査人と協議の上、平成19年3月期第1四半期及び同第2四半期の決算短信（※）の訂正を行った。

企業会計原則 第二 損益計算書原則 3Bにおいて、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によつて実現したものに限り」と規定されている。

ここで、本件取引のリリース記録及びC社からの検収時期に関する回答結果を分析し、役務の給付の時期を検討したところ、平成19年3月期第2四半期中に実質的にリリースされていることを示す記録が確認された。リリースのタイミングを現行の会計上の取扱いにあてはめた場合、本件取引は平成19年3月期第2四半期に収益が実現したとすることがより適切であると判断した社内調査委員会の見解は、会計基準に照らして、不適切なものではないと判断する。

※：「社内調査報告書（追加）」の原文のまま。正しくは、「第1四半期財務・業績の概況」及び「中間決算短信」。

④ 取引先B社との取引

売上金額： 53,619,048 円

社内調査委員会が、検収書を回収したと思われる取締役管理部長へインタビューを行ったところ、明確な記憶はないが、システム構築は完了しているという認識の下で検収書を受領したとの回答を得た。しかし、当時の売上計上用社内帳票に平成18年4月に入ってから検収書（平成18年3月31日付）を受領したと思われる記載があり、検収書の信頼性が疑われることから、開発実態を確認したところ、システム開発が平成18年4月以降に実施されていた為、U S Sは、当該売上高については平成18年3月期ではなく、平成19年3月期第1四半期に計上すべきであると判断し、有価証券報告書等を訂正した。その後、リリースの実態をより詳細に確認したところ、36,000,000円相当の開発の最終リリースが平成18年9月に行われていることが判明した為、会計監査人と協議の上、当該案件に関する売上高36,000,000円について平成19年3月期第1四半期及び同第2四半期の決算短信（※）の訂正を行った。

企業会計原則 第二 損益計算書原則 3Bにおいて、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によつて実現したものに限り」と規定されている。

ここで、本件取引のうち、36,000,000円についてリリース記録を分析し、役務の給付の時期を検討したところ、平成19年3月期第2四半期中にリリースされていることを示す記録が確認された。このリリース記録が実態を反映したものであることを前提として、リリースのタイミングを現行の会計上の取扱いにあてはめた場合、本件取引

は平成 19 年 3 月期第 2 四半期に収益が実現したとすることがより適切であると判断した社内調査委員会の見解は、会計基準に照らして、不適切なものではないと判断する。

※：「社内調査報告書（追加）」の原文のまま。正しくは、「第 1 四半期財務・業績の概況」及び「中間決算短信」。

⑤ 税効果会計

U S S は、平成 18 年 3 月期から平成 19 年 3 月期に売上高計上時期を修正した案件については、平成 18 年 3 月期において将来減算一時差異に該当すると判断し、繰延税金資産を計上した。しかしながら、当該売上高計上時期を修正した案件については、課税上の取り扱いが不明であることから、U S S は会計監査人と協議の上、将来減算一時差異とすることは妥当ではないと判断した。U S S は、平成 18 年 3 月期、平成 18 年 9 月中間期、平成 19 年 3 月期における税効果に関する会計処理を取り消すこととした。

税効果会計に係る会計基準 第二 一 において、「一時差異とは、貸借対照表及び連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額をいう」と規定され、一時差異が生じる場合として、収益又は費用の帰属年度が相違する場合などが挙げられている。また、法人税法第 22 条第 2 項において、「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする」と規定されている。

ここで、U S S が第 1 回訂正において、平成 18 年 3 月期から平成 19 年 3 月期に売上高計上時期を訂正した案件については、税法上別段の定めがみられず、会計上の利益と課税所得計算との間に加算・留保すべき相違は認められない。

このことから、一時差異の発生がなかったものとして、平成 18 年 3 月期、平成 18 年 9 月中間期、平成 19 年 3 月期における税効果に関する会計処理を取り消すことがより適切であると判断した社内調査委員会の見解は、会計基準に照らして、不適切なものではないと判断する。

3 一部の取引に関する新たな修正について

① 取引先 V 社との取引

売上金額：20,000,000 円

社内調査委員会と会計監査人は、特にリリースの状況に焦点を当て、システム開発案件に関するより詳細な追加調査を行ったが、本件についてリリースの実態を確認したところ、U S S にて保管している検収書の日付は平成 18 年 9 月 14 日となっていた

ものの、リリースが平成 18 年 12 月まで実施されていることが判明した。それを受けて、U S S は、本件売上高については平成 18 年 9 月ではなく、平成 18 年 12 月に計上すべきであると判断し、平成 19 年 3 月期半期報告書、決算短信（※）を訂正した。

企業会計原則 第二 損益計算書原則 3 Bにおいて、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によつて実現したものに限り」と規定されている。

ここで、本件取引のリリース記録を分析し、役務の給付の時期を検討したところ、平成 19 年 3 月期第 3 四半期中にリリースされていることを示す記録が確認された。このリリース記録が実態を反映したものであることを前提として、リリースのタイミングを現行の会計上の取扱いにあてはめた場合、本件取引は平成 19 年 3 月期第 3 四半期に収益が実現したとすることがより適切であると判断した社内調査委員会の見解は、会計基準に照らして、不適切なものではないと判断する。

※：「社内調査報告書（追加）」の原文のまま。正しくは、「中間決算短信」。

② 取引先W社との取引

売上金額： 4,500,000 円

社内調査委員会と会計監査人は、特にリリースの状況に焦点を当て、システム開発案件に関するより詳細な追加調査を行ったが、本件についてリリースの実態を確認したところ、U S S にて保管している検収書の日付は平成 19 年 2 月 28 日となっていたものの、リリースが実施されたのは平成 19 年 4 月であることが判明した。それを受けて、U S S は、本件売上高については平成 19 年 2 月ではなく、平成 19 年 4 月に計上すべきであると判断し、平成 19 年 3 月期有価証券報告書、平成 20 年 3 月期半期報告書及び同有価証券報告書、決算短信（※）を訂正した。

企業会計原則 第二 損益計算書原則 3 Bにおいて、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によつて実現したものに限り」と規定されている。

ここで、本件取引のリリース記録を分析し、役務の給付の時期を検討したところ、平成 20 年 3 月期第 1 四半期中にリリースされていることを示す記録が確認された。このリリース記録が実態を反映したものであることを前提として、リリースのタイミングを現行の会計上の取扱いにあてはめた場合、本件取引は平成 20 年 3 月期第 1 四半期に収益が実現したとすることがより適切であると判断した社内調査委員会の見解は、会計基準に照らして、不適切なものではないと判断する。

※：「社内調査報告書（追加）」の原文のまま。正しくは、「決算短信」、「第 1 四半期財務・業績の概況」、「中間決算短信」及び「第 3 四半期財務・業績の概況」。

③ 取引先X社との取引

売上金額 12,000,000 円

社内調査委員会と会計監査人は、特にリリースの状況に焦点を当て、システム開発案件に関するより詳細な追加調査を行ったが、本件についてリリースの実態を確認したところ、U S Sにて保管している検収書の日付は平成 19 年 3 月 15 日となっていたものの、リリースが平成 19 年 9 月まで実施されていることが判明した。それを受けて、U S Sは、本件売上高については平成 19 年 3 月ではなく、平成 19 年 9 月に計上すべきであると判断し、平成 19 年 3 月期有価証券報告書、平成 20 年 3 月期半期報告書及び同有価証券報告書、決算短信（※）を訂正した。

企業会計原則 第二 損益計算書原則 3 Bにおいて、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によつて実現したものに限り」と規定されている。

ここで、本件取引のリリース記録を分析し、役務の給付の時期を検討したところ、平成 20 年 3 月期第 2 四半期中にリリースされていることを示す記録が確認された。このリリース記録が実態を反映したものであることを前提として、リリースのタイミングを現行の会計上の取扱いにあてはめた場合、本件取引は平成 20 年 3 月期第 2 四半期に収益が実現したとすることがより適切であると判断した社内調査委員会の見解は、会計基準に照らして、不適切なものではないと判断する。

※：「社内調査報告書（追加）」の原文のまま。正しくは、「決算短信」、「第 1 四半期財務・業績の概況」、「中間決算短信」及び「第 3 四半期財務・業績の概況」。

④ 取引先Y社との取引

売上金額： 5,000,000 円

社内調査委員会と会計監査人は、特にリリースの状況に焦点を当て、システム開発案件に関するより詳細な追加調査を行ったが、本件についてシステム提供の実態を確認したところ、U S Sにて保管している検収書の日付は平成 20 年 6 月 30 日となっていたが、ハードウェアの設置、ミドルウェアのキッティングなどのシステム提供が平成 21 年 1 月に行われていることが判明した。よって、U S Sは、本件売上高については平成 20 年 6 月ではなく、平成 21 年 1 月に計上すべきであると判断し、平成 21 年 3 月期第 1 四半期報告書、同第 2 四半期報告書、同第 3 四半期報告書、決算短信（※）を訂正した。

企業会計原則 第二 損益計算書原則 3 Bにおいて、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によつて実現したものに限り」と規定されている。

ここで、本件取引に関するデータベースのインストール時期に関する資料及びシステム担当者のメール内容を分析し、役務の給付の時期を検討したところ、平成 21 年 3

月期第4四半期中にリリースされていることを示す記録が確認された。このリリース記録が実態を反映したものであることを前提として、リリースのタイミングを現行の会計上の取扱いにあてはめた場合、本件取引は平成21年3月期第4四半期に収益が実現したとすることがより適切であると判断した社内調査委員会の見解は、会計基準に照らして、不適切なものではないと判断する。

※：「社内調査報告書（追加）」の原文のまま。正しくは、「第1四半期決算短信」、「第2四半期決算短信」及び「第3四半期決算短信」。

⑤ 取引先Z社との取引

売上金額：5,000,000円

社内調査委員会と会計監査人は、特にリリースの状況に焦点を当て、システム開発案件に関するより詳細な追加調査を行っていたが、本件リリースの実態を確認したところ、USSにて保管している検収書の日付は平成18年3月28日となっていたものの、リリースが実施されたのは平成18年6月であることが判明した。その結果を受け、USSは、本件売上高については平成18年3月度ではなく、平成18年6月に計上すべきであると判断し、平成18年3月期有価証券報告書並びに平成19年3月期半期報告書及び同有価証券報告書、決算短信（※）を訂正した。

企業会計原則 第二 損益計算書原則 3Bにおいて、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によつて実現したものに限り」と規定されている。

ここで、本件取引のリリース記録を分析し、役務の給付の時期を検討したところ、平成19年3月期第1四半期中にリリースされていることを示す記録が確認された。このリリース記録が実態を反映したものであることを前提として、リリースのタイミングを現行の会計上の取扱いにあてはめた場合、本件取引は平成19年3月期第1四半期に収益が実現したとすることがより適切であると判断した社内調査委員会の見解は、会計基準に照らして、不適切なものではないと判断する。

※：「社内調査報告書（追加）」の原文のまま。正しくは、「決算短信」、「第1四半期財務・業績の概況」、「中間決算短信」及び「第3四半期財務・業績の概況」。

以上